三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2025年4月11日

# 三井住友・公益債券投信（毎月決算型）／（資産成長型）

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。


**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

**<委託会社への照会先>**

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**


本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）：（毎月決算型）　三井住友・公益債券投信（資産成長型）：（資産成長型）

## 委託会社の概要

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月15日 |
| 資本金 | 20億円（2025年1月31日現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 14兆7,214億円（2025年1月31日現在） |

## 商品分類・属性区分

| 商品分類 | | |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
| 追加型 | 内外 | 債券 |

| ファンド名 | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| （毎月決算型） | その他資産（投資信託証券（債券 社債）） | 年12回（毎月） | グローバル（日本を含む） | ファンド・オブ・ファンズ | あり（フルヘッジ） |
| （資産成長型） | | 年1回 | | | |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月10日に関東財務局長に提出しており、2025年4月11日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

## ファンドの目的

世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主として世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資します。

□投資は、DWS世界公益債券ファンド（適格機関投資家専用）を通じて行います。

□主に電力、ガス、水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。また、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。

□投資対象は、取得時において原則としてBBB格相当以上の投資適格債とします。組入債券の平均格付けは、原則としてA格相当以上となることを目指します。

※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。

### 2 対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。

□実質外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

### 3 （毎月決算型）と（資産成長型）の2つのファンドからご選択いただけます。

□（毎月決算型）は、原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき安定した分配を目指します。

□（資産成長型）は、原則として、毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

□分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ▶分配のイメージ

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （毎月決算型） | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ |
| （資産成長型） | 決算 ¥ | | | | | | | | | | | |

※（毎月決算型）において「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

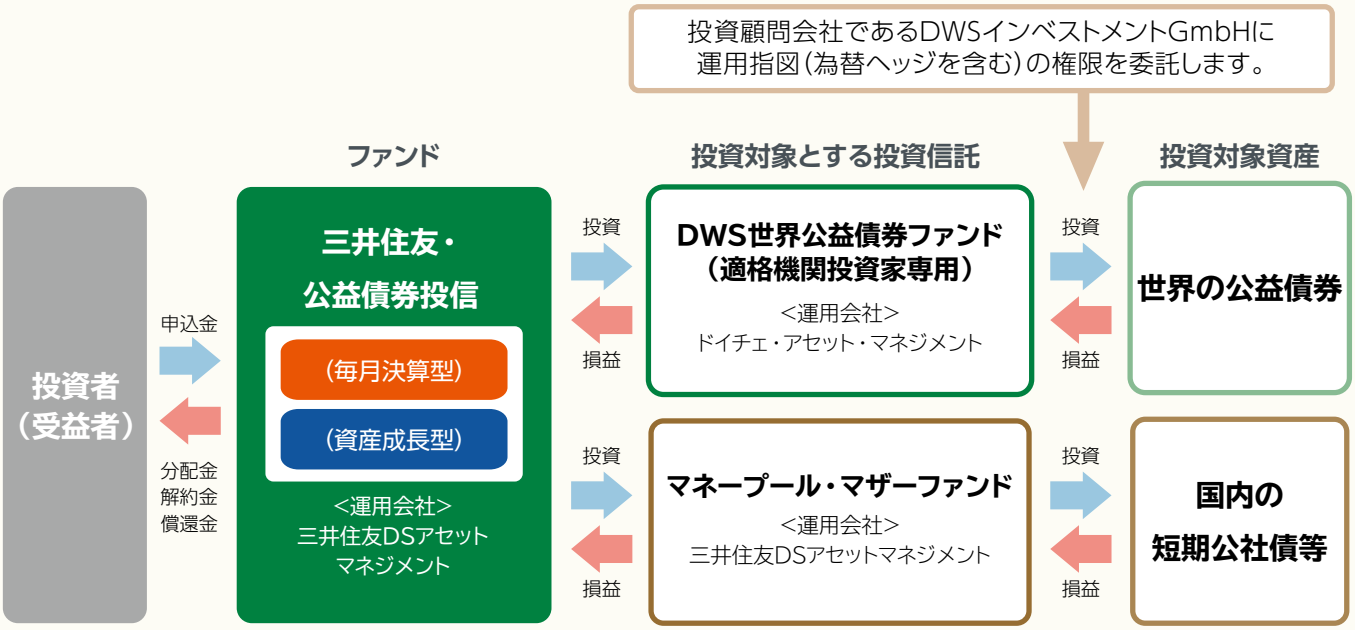


※「DWS世界公益債券ファンド(適格機関投資家専用)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の公益債券となります。

## 公益企業・公社の事業の安定性

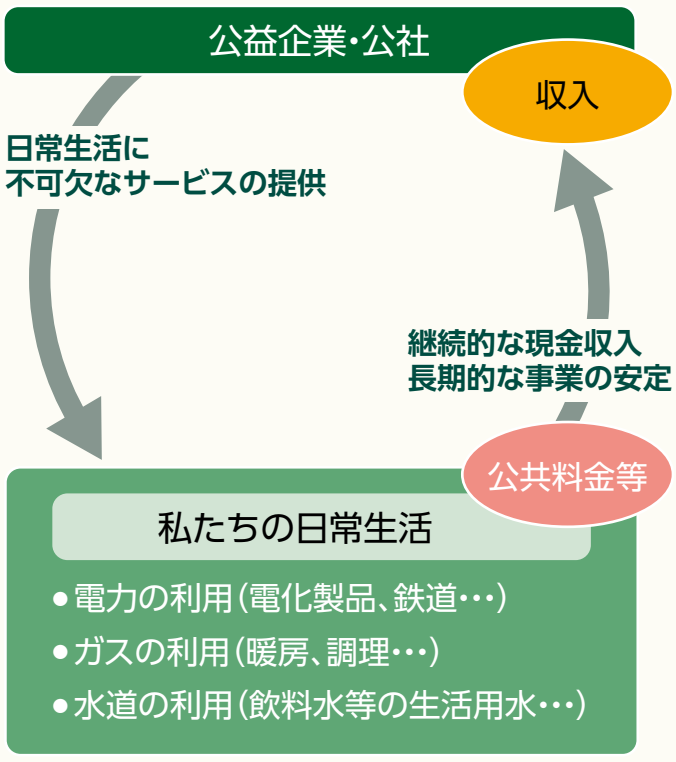


■公益企業・公社は、電力、ガス、水道等の私たちの日常生活に不可欠なサービスを提供しています。そのため、継続的な現金収入があり、長期的な事業の安定性が期待される、信頼度の高い業種といえます。

※上記はイメージです。

## 為替の影響について（為替ヘッジあり）

**為替ヘッジあり*** → 為替変動の影響は限定的

*為替ヘッジコストがかかります。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

為替ヘッジ
為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

### ［ 為替ヘッジコストのイメージ ］

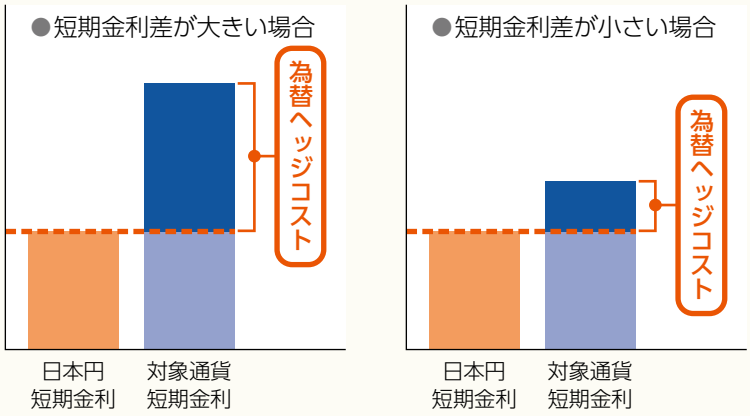


（注）日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム（収益）となります。

■対円での為替ヘッジを行う際、円の短期金利がヘッジ対象通貨の短期金利を下回っている場合、その金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。金利差が拡大すると、為替ヘッジコストは上昇し、金利差が縮小すると、為替ヘッジコストは低下します。

■為替ヘッジコスト（費用）は基準価額にマイナスとなります。

左記は、対円での為替ヘッジコスト（費用）を説明するイメージです。
通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なることがあります。

### ［ 為替ヘッジコストの推移（年率）］

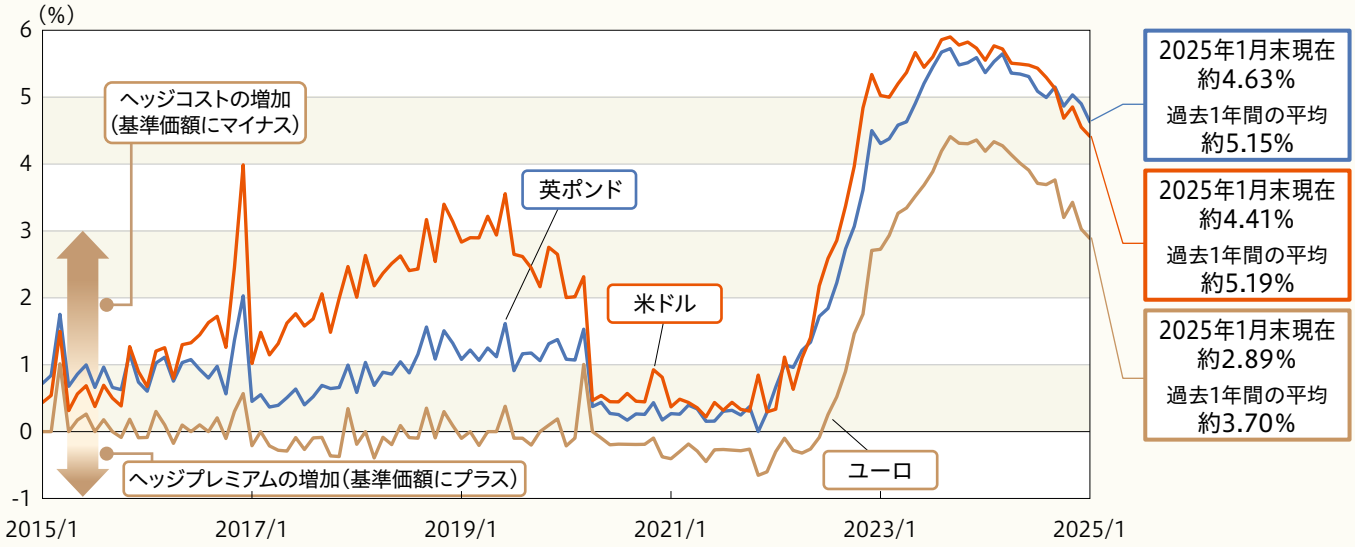


（注1）2015年1月末～2025年1月末
（注2）為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円、ユーロ・円、英ポンド・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算
（出所）一般社団法人 投資信託協会の情報を基に委託会社作成

※グラフは過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社について

［DWSグループの概要］

| | |
|---|---|
| 会社概要 | ●DWS グループは60年以上の運用実績を有します。すべての主要な資産クラスをカバーし、ドイツおよびヨーロッパ各地、アメリカ、アジアにおいて優れた運用体制への評価を確立してきました。<br>●DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。<br>●DWSグループはドイツ国内の個人向け投資信託の運用資産残高ベースでは、ドイツ最大のシェアを誇ります。（2024年7月現在、ドイツ投資信託協会（BVI）調べ） |
| 拠点 | 世界23ヵ国に拠点を展開しています。 |
| 従業員数 | 約4,600名（うち運用プロフェッショナル約900名） |
| 運用資産残高 | 約153兆6,659億円（約9,630億ユーロ） |

（注）2024年9月末現在、運用資産残高は1ユーロ=159.57円で円換算
（出所）ドイチェ・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

■DWSグループは、2008年に国連が提唱した責任投資原則（PRI）に署名しています。

## ［ 運用プロセス ］

■投資対象とする投資信託の実質的な運用は、DWSインベストメントGmbHが行います。

■グローバルに展開するDWSグループの運用体制の中で、グローバル投資適格社債を担当するグローバル・インベストメント・グレード・クレジットチーム（ポートフォリオ・マネージャー3名*、平均運用経験23年*）が担当します。
マクロ経済分析、クレジット・アナリストによる企業のミクロ分析等の各種リサーチを活かして、投資戦略を決定し、運用を行います。

*2024年6月末現在

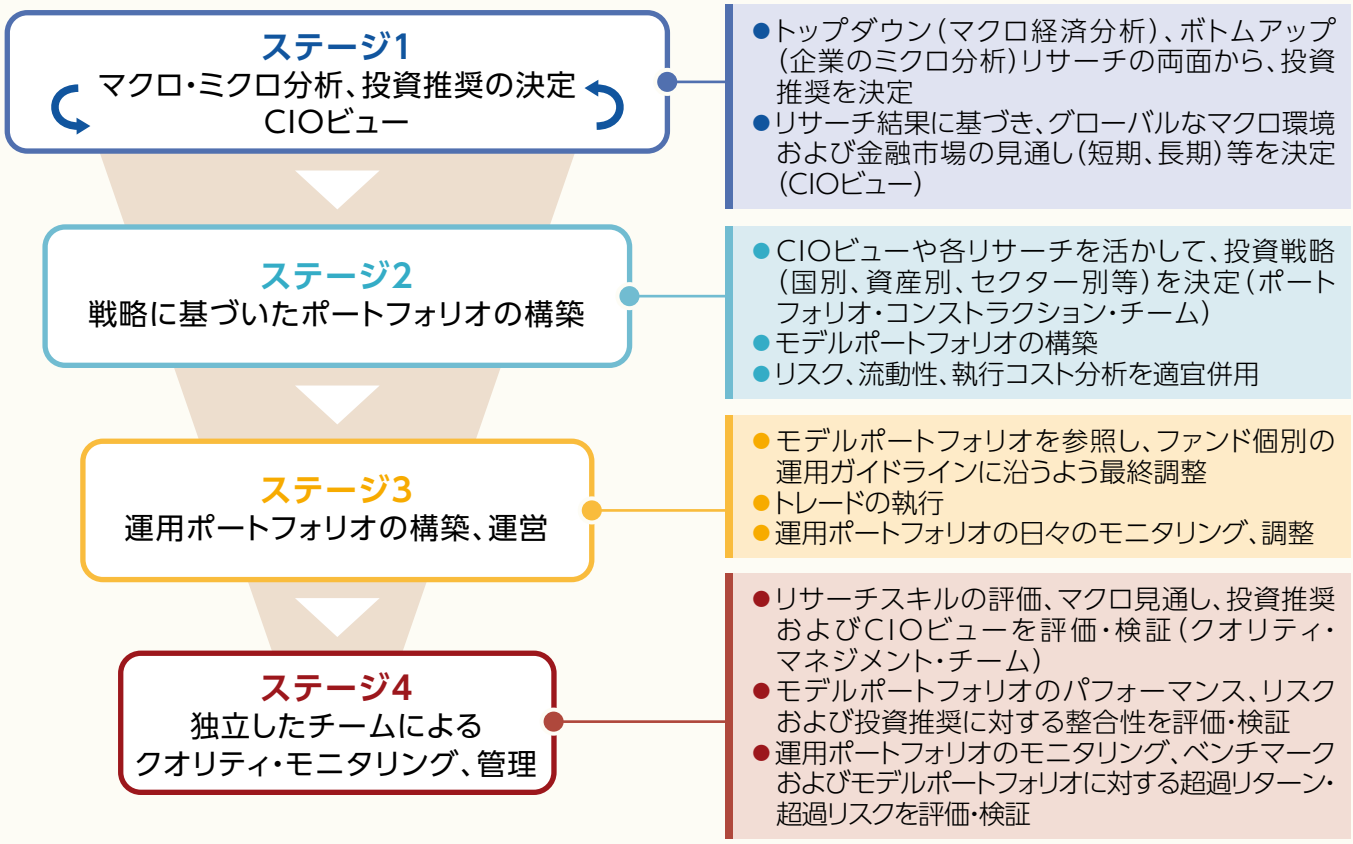


※上記の運用プロセスは、2025年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）ドイチェ・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

■投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

■外貨建資産への直接投資は行いません。

## 分配方針

### ▶（毎月決算型）

■毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行います。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（毎月決算型）は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

### ▶（資産成長型）

■年1回（原則として毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（資産成長型）は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

**ファンドで分配金が支払われるイメージ**

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）**

［前期決算日から基準価額が上昇した場合］

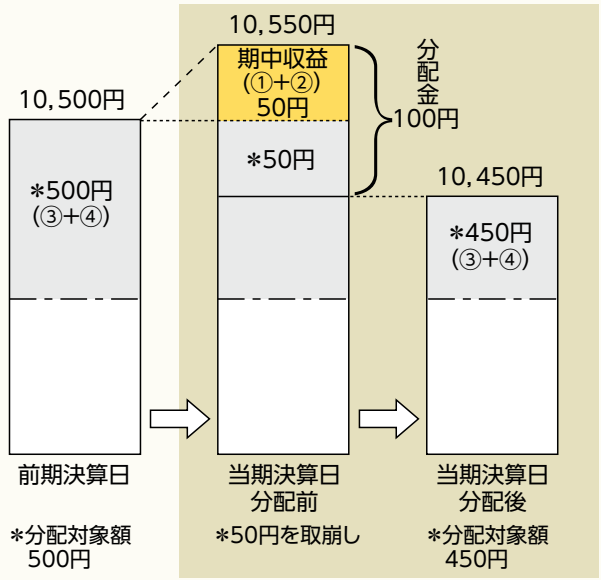


［前期決算日から基準価額が下落した場合］

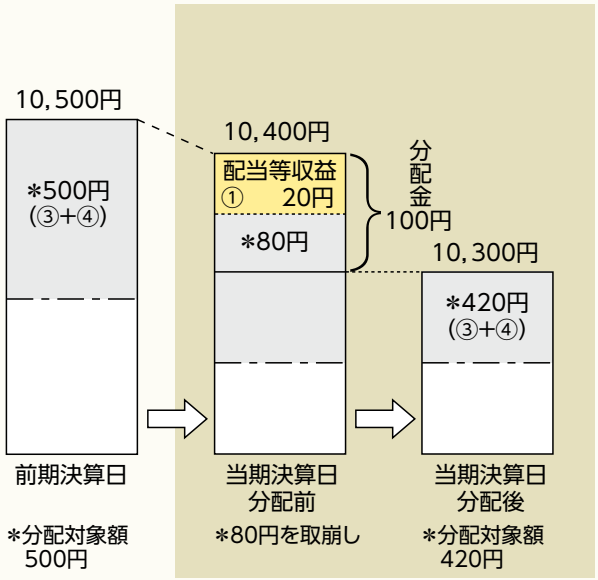


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

［分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合］

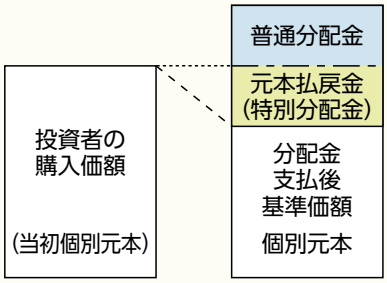


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

［分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合］

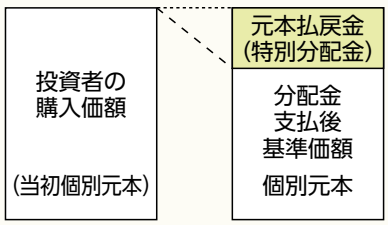


普通分配金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年1月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

### ▶DWS 世界公益債券ファンド（適格機関投資家専用）

| | |
|---|---|
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 主要投資対象 | 世界各国の公益企業・公社が発行する債券 |
| 運用の基本方針 | ●主として、世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。<br>●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。 |
| 主な投資制限 | ●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>●外貨建資産への投資割合には制限を設けません。<br>●新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。<br>●投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年0.6325%（税抜き0.575%） |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 投資顧問会社 | DWSインベストメントGmbH |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

## ▶マネープール・マザーファンド

| | |
|---|---|
| 主要投資対象 | 円貨建ての短期公社債および短期金融商品 |
| 運用の基本方針 | 主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。 |
| 主な投資制限 | ●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>●外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |

## 基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動リスク…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

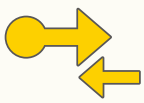

### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

# （参考情報）投資リスクの定量的比較

## ［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの１年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

## ［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

### （毎月決算型）

年間騰落率：
**2020年2月～2025年1月**

分配金再投資基準価額：
**2020年2月～2025年1月**

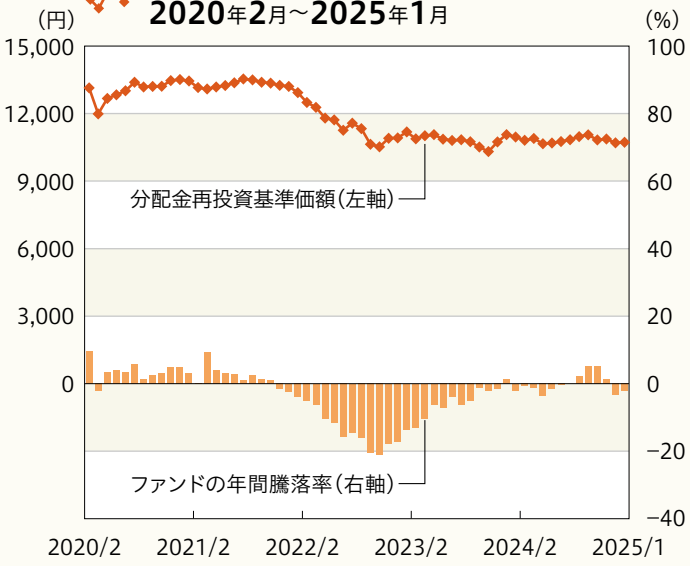


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンド：
**2020年2月～2025年1月**

他の資産クラス：
**2020年2月～2025年1月**

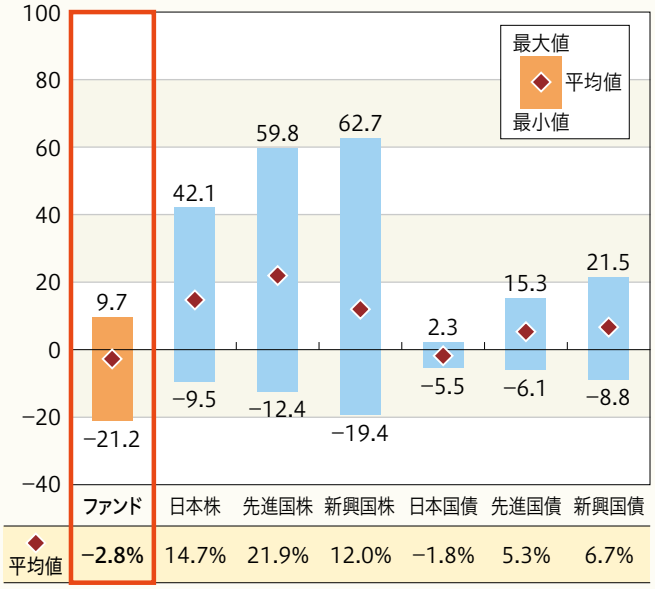


| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均値 | −2.8% | 14.7% | 21.9% | 12.0% | −1.8% | 5.3% | 6.7% |

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

### (資産成長型)

年間騰落率：
2020年2月～2025年1月

分配金再投資基準価額：
2020年2月～2025年1月

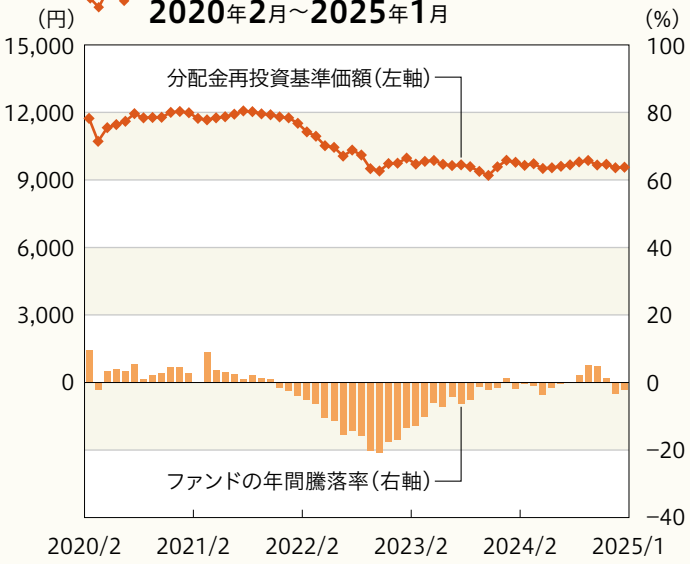


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンド：
2020年2月～2025年1月

他の資産クラス：
2020年2月～2025年1月

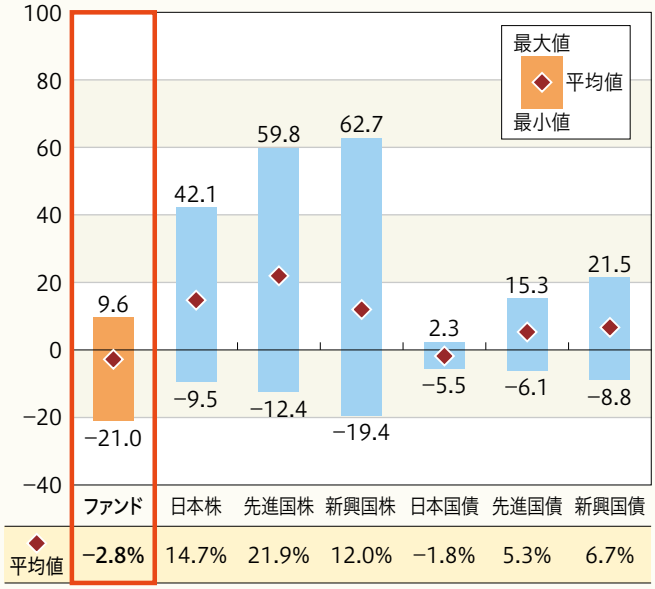


※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | **TOPIX(東証株価指数、配当込み)**<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
| 先進国株 | **MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | **MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | **NOMURA−BPI(国債)**<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | **FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | **JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)**<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### (毎月決算型)

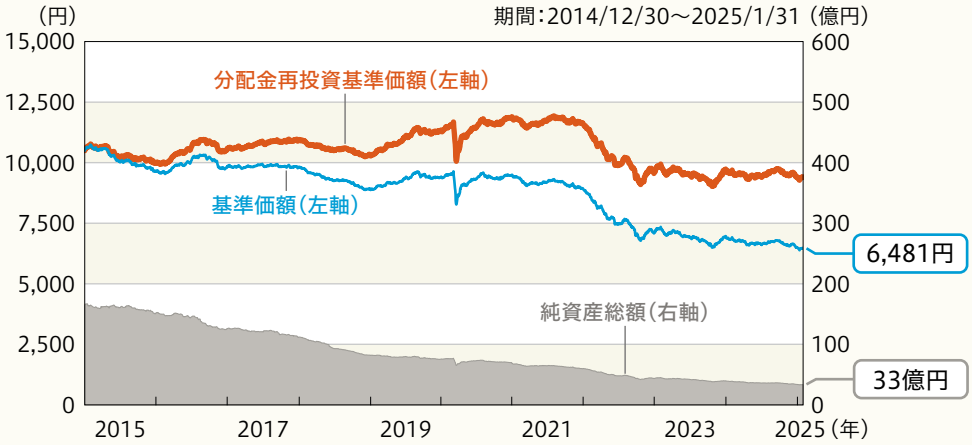


※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

### (資産成長型)

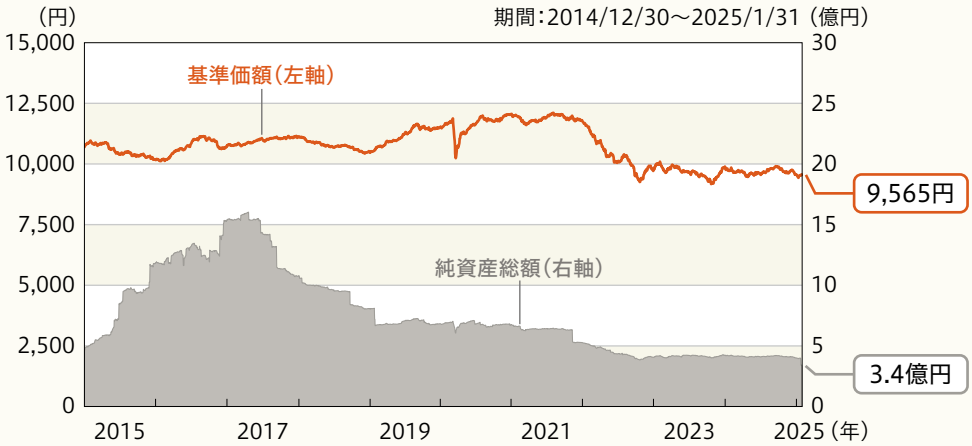


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

### (毎月決算型)

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2025年 1 月 | 20円 |
| 2024年12月 | 20円 |
| 2024年11月 | 20円 |
| 2024年10月 | 20円 |
| 2024年 9 月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 4,650円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

### (資産成長型)

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2025年 1 月 | 0円 |
| 2024年 1 月 | 0円 |
| 2023年 1 月 | 0円 |
| 2022年 1 月 | 0円 |
| 2021年 1 月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### (毎月決算型)

#### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 97.49 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.27 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.24 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 投資信託受益証券 | DWS 世界公益債券ファンド(適格機関投資家専用) | 97.49 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネープール・マザーファンド | 0.27 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2025年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■(資産成長型)

### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 96.48 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.28 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 3.24 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 投資信託受益証券 | DWS 世界公益債券ファンド(適格機関投資家専用) | 96.48 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネープール・マザーファンド | 0.28 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

# ▶投資対象とする投資信託の現況

## ■DWS 世界公益債券ファンド(適格機関投資家専用)

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| アメリカ | デューク・エナジー・フロリダ | 6.400 | 2038/06/15 | 3.8 |
| オランダ | イー・オン・インターナショナル・ファイナンス | 6.650 | 2038/04/30 | 2.8 |
| アメリカ | オンコー・エレクトリック・デリバリー | 5.250 | 2040/09/30 | 2.6 |
| アメリカ | パブリック・サービス・エレクトリック&ガス | 3.950 | 2042/05/01 | 2.5 |
| アメリカ | コンソリデーテッド・エジソン(ニューヨーク) | 4.450 | 2044/03/15 | 2.3 |
| カナダ | トランスカナダ・パイプラインズ | 7.625 | 2039/01/15 | 2.0 |
| アメリカ | キンダー・モルガン・エナジー・パートナーズ | 6.950 | 2038/01/15 | 1.9 |
| アメリカ | パシフィコープ | 6.250 | 2037/10/15 | 1.8 |
| オーストラリア | SGSPオーストラリア・アセッツ | 3.250 | 2026/07/29 | 1.7 |
| アメリカ | ナショナルルーラルユーティリティーズコーポレーティブファイナンス | 3.400 | 2028/02/07 | 1.6 |

※比率は、DWS 世界公益債券ファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する時価の比率です。
※ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

## ■マネープール・マザーファンド

### 資産別構成

| 資産の種類 | 比率(%) |
|---|---|
| 現先取引勘定 | 58.40 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | 41.60 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

該当事項はありません。
※現先取引勘定は含みません。

※比率は、マネープール・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

基準日:2025年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### (毎月決算型)

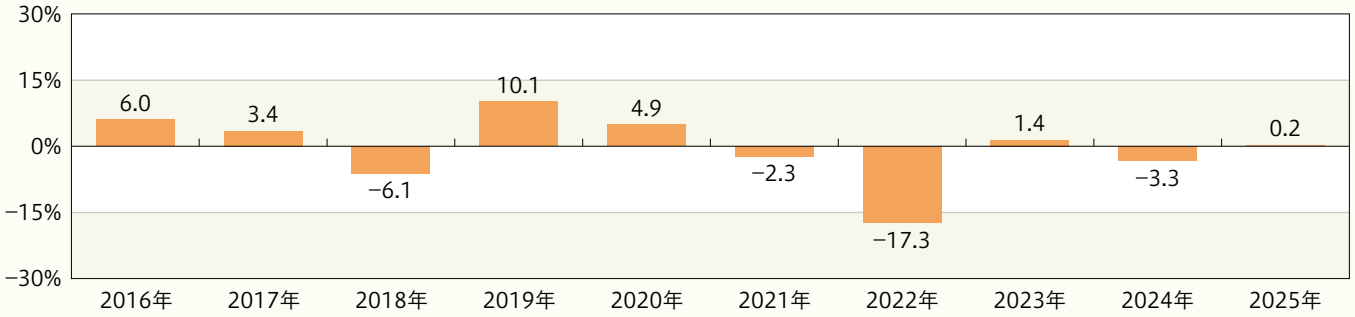


### (資産成長型)

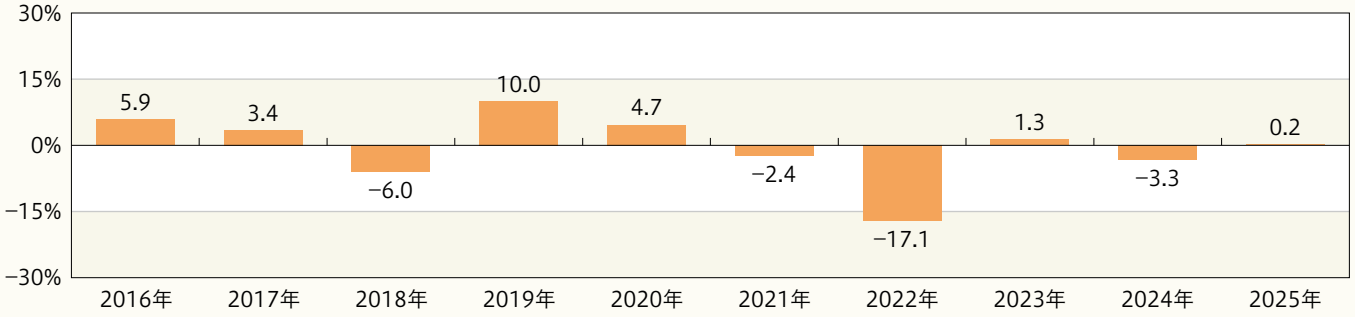


※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

| | |
|---|---|
| 購入単位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 購入申込について | 販売会社によっては、**(毎月決算型)**および**(資産成長型)**の間でスイッチングを取り扱う場合があります。<br>また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |

### 換金時

| | |
|---|---|
| 換金単位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

| | |
|---|---|
| 申込締切時間 | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購入の申込期間 | 2025年4月11日から2025年10月9日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 申込不可日 | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>● フランクフルト証券取引所の休業日<br>● ニューヨーク証券取引所の休業日<br>● フランクフルトの銀行の休業日<br>● ニューヨークの銀行の休業日<br>● ニューヨークにおける債券市場の取引停止日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。 |

# お申込みメモ

## 決算日・収益分配

| | |
|---|---|
| 決算日 | **(毎月決算型)** 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)<br>**(資産成長型)** 毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | **(毎月決算型)** 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>**(資産成長型)** 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>**(共通)**<br>**分配金受取りコース**:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>**分配金自動再投資コース**:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

## その他

| | |
|---|---|
| 信託期間 | **(毎月決算型)** 2028年1月17日まで(2011年1月28日設定)<br>**(資産成長型)** 2028年1月17日まで(2013年10月11日設定) |
| 繰上償還 | 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。<br>●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき<br>●各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき<br>●その他やむを得ない事情が発生したとき |
| 信託金の限度額 | 各ファンド1兆円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。 |
| 運用報告書 | **(毎月決算型)**<br>毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。<br>**(資産成長型)**<br>決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 |
| 基準価額の照会方法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。<br>**(毎月決算型)** 公益債券毎月<br>**(資産成長型)** 公益債券成長 |
| 課税関係 | ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>●当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は、2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

**投資者が直接的に負担する費用**

### 購入時・換金時

| | |
|---|---|
| **購入時手数料** | 購入価額に**2.2%（税抜き2.0%）を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| **信託財産留保額** | ありません。 |

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

### 保有時

**運用管理費用（信託報酬）**

**ファンド**

ファンドの純資産総額に**年0.6875%（税抜き0.625%）**の率を乗じた額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、**（毎月決算型）**については毎計算期末または信託終了のときに、**（資産成長型）**については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）＞

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年0.2% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 販売会社 | 年0.4% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.025% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

| | |
|---|---|
| **投資対象とする投資信託** | 年0.6325%（税抜き0.575%）程度* |
| **実質的な負担** | ファンドの純資産総額に対して**年1.32%（税抜き1.2%）程度***|

*投資対象とする投資信託には、運用管理費用（信託報酬）のほか、その他の費用・手数料がかかります。その他の費用・手数料は運用状況等によって変動するため、事前に料率等を示すことができません。
上記の料率は、2025年1月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

| | |
|---|---|
| **その他の費用・手数料** | 以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。<br>●監査法人等に支払われるファンドの監査費用<br>●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料<br>●資産を外国で保管する場合の費用　　等<br>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

**分配時**

| | |
|---|---|
| **所得税及び地方税** | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |

**換金(解約)時及び償還時**

| | |
|---|---|
| **所得税及び地方税** | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年1月末現在のものです。

## (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間((毎月決算型):2024年7月17日～2025年1月15日、(資産成長型):2024年1月16日～2025年1月15日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。
投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

| | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|---|
| (毎月決算型) | 1.36% | 0.68% | 0.67% |
| (資産成長型) | 1.35% | 0.69% | 0.67% |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

三井住友DSアセットマネジメント